

新型コロナウイルス感染症対策下において、子どもを虐待・体罰等から守るための要望書

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
文部科学大臣 萩生田 光一 殿

2020年4月10日
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
NPO 法人子どもすこやかサポートネット

2月27日、安倍晋三内閣総理大臣は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、小中高校および特別支援学校に対して休校を要請し、すでに全国各地で休校措置が取られてから1ヵ月以上が経過しています。また、幼稚園の休園や保育園・学童の利用自粛要請も続いています。そのため、多くの子どもたちが外出を控え、自宅で過ごしています。4月7日に非常事態宣言が出た7都府県を含む感染者の多い地域では、学校の休校措置や外出自粛がさらに続くこととなりました。

こうした状況の中、長期にわたる子どもの自宅待機や親の在宅勤務、収入面での不安や先行きを見通せないストレスなどにより、家庭における子どもへの虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）の増加を懸念する声があがっています。ⁱ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出制限後にDVの通報が増加している問題は、米国やフランスなど海外でも報告されており、3月27日には国連女性に対する暴力特別報告者、4月5日には国連事務総長、4月7日には子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表が緊急の声明を出しました。ⁱⁱ 私たちも、家庭内のストレスが高まっているという懸念の声を、複数の子ども支援団体から受けています。その中には、自宅待機により、幼稚園、学校、学童などの関係者が子どもの様子を把握することが難しくなっているという声もあり、保護を必要とする子どもおよび支援を必要とする家庭の発見が難しくなっていることが推察されます。

このような状況に鑑み、私たちは虐待や体罰等から子どもが守られるよう、以下5点の対応を日本政府および各地方自治体に求めます。なお、項目の順番は優劣を示すものではなく、これらを含む多くの関連施策が同時に講じられる必要があります。

1. 子どもの見守りを継続するための緊急的な支援の強化

一部地域において休校延長が続く中で、今後家庭内でのストレスがさらに高まることが懸念されます。子どもを虐待や体罰から守るために、虐待や体罰等にさらされている子どもの発見や子どもからのSOSを察知し、支援等の介入を実現できるように、休校中の教員、休園中の保育士、および児童民生委員などによる子どもの見守りや、家庭訪問、電話連絡など子どもの置かれている状況の定期的な把握を緊急に求めます。特に、日頃から気になっていた子どもに変わった様子がないかなどに注意し、子どもへの聞き取りやアンケート、声かけなどを実施することが重要です。

2. 子どもの安全を確保した相談窓口の拡充および子どもへの啓発・周知

連携している子ども支援団体からは、「親も子ども家庭内にいる環境下では相談窓口への電話をかけにくく、子ども自身が電話口で直接的に虐待を受けているなどの訴えをすることが難しい」という報告もあります。したがって、子ども

が相談しやすい状況を作るため、既存の電話相談窓口に加え、SNS チャットなど子どもの安全に配慮した相談窓口の拡充を求めます。併せて、おとなと同様に子どもにも虐待や体罰等の暴力から守られる権利があること、自分の思いや意見などを伝えて尊重してもらう権利があること、具体的な相談窓口があることを、子どもに対して啓発・周知することを求めます。その際、アクセスしやすく分かりやすいサイトを立ち上げたり、情報取得のためにインターネットにアクセスできるようにしたりするなど、子どもが自分自身で情報を得られる環境を整えることも重要です。

3. 親および子ども双方に向けた、ストレスと向き合うための情報提供の拡充

新型コロナウイルス感染症対策による外出制限は長期化する可能性があり、政府広報 CM などを通じた親や養育者と子ども双方に向けたストレスと上手につき合うための情報提供の拡充を求めます。特に、子どもに向けた情報提供では、子どもが理解しやすい子どもにやさしい内容・方法・体裁にするなど、発達しつつある能力に合わせる配慮が必要です。また、子どもは遊ぶ権利を有しており、遊ぶ場所・方法等が大きく制約される状況においても、楽しく遊ぶことの重要性を指摘し、具体的なアイデアを提供することにより、子どもと家族のストレス解消につながる可能性があります。

4. 子育て支援などに際する、民間による取り組みに対する支援

外出自粛の要請が続く中で、既存のオンラインでの小児科相談や子育て相談・講座実施などへの需要が高まり、子育て支援の専門性をもつ個人や NPO などが始めた非営利の新しい取り組みが出てきています。こうした草の根の取り組みに対する助成や行政との連携体制構築などを、緊急かつ柔軟に実施するよう求めます。

5. 4月1日から施行された改正児童虐待の防止等に関する法律等および「体罰等によらない子育て」の普及

上記4点を実施していく上で、この4月1日から施行された親などによる子どもへの体罰禁止を盛り込んだ改正児童虐待の防止等に関する法律等と、厚生労働省が作成したガイドライン「体罰等によらない子育てのために」をはじめとした体罰によらない子育ての普及を求めます。

私たちは、日本政府や各自治体が今後さらに新型コロナウイルス感染症対策を講じるにあたり、常に子どもの権利に基づいたアプローチをとるよう要望します。すなわち、すべての子どもたちが暴力から守られ、安全に育つ環境が確保され、子どもたちの声が聴かれ尊重され、最善の利益が考慮され、様々な対策などについて分かりやすく丁寧な説明がなされ、対策などの立案、実施、評価において安全な形で子どもの参加が確保されることを求めます。

ⁱ 「新型コロナウイルス対策状況下における DV・児童虐待防止に関する要望書」（特定非営利活動法人 全国女性シェルターネットワーク 2020年3月30日 <http://nwsnet.or.jp/statement/20200330.pdf>）

ⁱⁱ “States must combat domestic violence in the context of COVID-19 lockdowns – UN rights expert”（2020年3月27日）<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25749&LangID=E>
“Secretary-General's video message on gender-based violence and COVID-19”（2020年4月5日）<https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2020-04-05/secretary-generals-video-message-gender-based-violence-and-covid-19-scroll-down-for-french>
“UN rights experts call for urgent action to mitigate heightened risks of violence against children”（2020年4月7日）<https://violenceagainstchildren.un.org/news/un-rights-experts-call-urgent-action-mitigate-heightened-risks-violence-against-children>